

各関係機関の長 様

岐阜県中央子ども相談センター所長

### 療育手帳に係る判定結果の交付事務について

日頃は児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県下各子ども相談センターでは、療育手帳に係る判定結果の交付を行っておりますが、交付事務については下記のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。結果の交付については、「申請者に対して交付する」「交付先と送付先は同じ」ということが原則となります。

なお、このことは県下各子ども相談センターにおいて行う交付事務について共通となりますので申し添えます。

#### 記

#### 1 保護者への交付

保護者から交付申請がされた場合に、子ども相談センターは判定結果を保護者の住所地へ送付します。この交付申請及び交付が郵便による場合は、保護者には必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封していただきます。

#### 2 関係機関への交付

保護者からの依頼を受けて関係機関が保護者に代わって交付申請された場合に、子ども相談センターは判定結果を関係機関に宛てて送付します。この際、保護者の同意書の写し及び、交付が郵送による場合は必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封いただきます。

なお、個人情報が含まれる文書であるため、郵便による送付の場合は「特定記録」または「簡易書留」での取扱いをお勧めします。必要な切手の金額は次のとおりです。

- ・特定記録の場合…244 円（基本料金の 84 円＋160 円）
- ・簡易書留の場合…434 円（基本料金の 84 円＋350 円）

なお、これらの経費（切手代）について、交付による受益者である保護者に対し負担を求めるか否かについては各関係機関にご判断いただきます。

#### 3 結果の交付について

個人の判定結果は書面でしか交付できません。電話での問い合わせ等にお答えすることはできませんので、ご理解ください。